

倉田徹著

『中国返還後の香港——「小さな冷戦」と一国二制度の展開——』

名古屋大学出版会 2009年 iv+390+7ページ

たけうち たかゆき
竹内孝之

はじめに

本書は久々に出版された本格的な香港政治の研究書であり、2010年にサントリー学芸賞を受賞した。香港は1997年にイギリスから中国に返還された後も中国本土に統合されず、中国の主権のもとにある「特別行政区」とされている。ただし、香港の「憲法」とされる香港特別行政区基本法は、香港で制定されたものではなく、中国の全国人民代表大会で制定されたものである。香港の首長である行政長官の選挙は香港で行われているが、任命権は中央政府にある。さらに、香港政府高官の人事も、中央政府の同意なしに決定することができない。

このため、中国との関係を抜きにして、香港の政治を議論することはできない。こうした事情を反映し、本書ではすべての章において、中国当局が主要な政治アクターのひとつとして登場している。本書の著者は日本国内において数少ない香港政治を専門とする研究者であるが、本書を読むと香港政治研究は中国政治研究の一分野にすぎなくなったとの印象も受ける。これは当然のことかもしれない。しかし、そうだとすると、中国政治の文脈ばかりに因われないよう注意すべき点もある。その詳細は後述する。

なお、本書の著者は、返還以前からの中国の領域を「大陸」と読んでいた。しかし、評者はこれを中国本土と呼ぶことにする。というのも、中国と台湾の関係において中華人民共和国（つまり、中国本土と香港、マカオ）を指すのが、「(中国)大陸」だと思われるからである。

I 本書の構成と概要

本書の構成は、以下のとおりである。

- 序章 「小さな冷戦」としての中港関係と「一国二制度」
- 第1章 「港人治港」の実態——香港政治エリートに対する中央政府の統制力——
- 第2章 民主化問題——「デモクラシー」から「中国の特色ある民主」へ——
- 第3章 「防壁」の中の自由——香港メディアに見る「疑似国境」の政治性——
- 第4章 「繁栄と安定」——中港関係の政治経済学——
- 第5章 「愛国者論争」——香港人意識と愛国心——
- 終章 「一国二制度」の中港関係

序章では著者の問題意識が説明されている。著者は香港には準国家性があるとしている。また、香港はイギリス統治のもと資本主義制度が実施されてきた。一方、中国は社会主義国であり、香港と違い自由も制限されている。中国本土と香港はかつての東西ドイツや南北ベトナムなどのような冷戦によって生み出された「分裂国家」（分断国家）と比較できる。そこで香港と中国本土の関係は「小さな冷戦」と位置づけられる。「一国二制度」は、双方の「疑似国境」を残すことにより、「小さな冷戦」を解決するための仕組みなのである。しかし、それゆえ、両者の関係には遠心力と求心力があり、時代によってその要因や結果が変化している。返還後の政治過程から、こうした両者の関係の展開を説明するのが本書の狙いである。

第1章では、香港の政治システムについて全体像の把握を試みている。本章には4節あり、それぞれ主要な政治勢力（第1節）、政府人事制度や選挙制度（第2節）、行政と立法の関係（第3節）、中央政府の非制度的関与（第4節）について論じるが、第4節以外でも中央政府は重要な要素として登場する。おもな政治勢力には、日本のキャリア官僚にあたる「政務主任」（administrative officer: AO）というカテゴリーに属する公務員出身者、民主派、親政府派（保守派と左派）が挙げられている。中国当局は天安門事件以降、民主派と対立する一方で、中国当局は旧香港政庁から引き継がれた公務員の忠誠を確保し、また香港政庁派であった財界などの保守派を経

済的利害の一致により親政府派に組み入れることに成功した。ただし、保守派を代表する自由党と、英統治時代からの親中派である左派を代表する民主建港協進連盟（以下、民建連）をまとめることは現在も困難である。また、民主派の活動を封じ込めることができないという点でも、中国当局の統制には限界がある。中国当局による香港の統制は、香港政府の主要高官に対する任命権と行政長官および立法会の一部における制限選挙によって実現されている。制限選挙では有権者や選挙委員会といった特定の人々に参政権が偏る。そのため、中国当局による非制度的な影響力の行使や、また親政府派が多数を占めることが容易になっている。それでも、親政府派は多様な利害を持つ雑多な集団であり、また今後は民主派に有利な普通選挙の枠が拡大する予定であるため、立法会議員を中国当局の思い通りに統制することは困難である。立法会を政策立案から外し、戦前の日本における超然主義にも似た「行政主導」が維持されてきたが、立法と行政の関係が断絶し、「脱白状態」とも揶揄される体制では、立法会議員の協力がかえって得られ難くなり、親政府派も政府の方針に抵抗し、行政長官を支える与党が存在しない状況も発生している。

第2章は民主化をめぐる政治過程を明らかにしている。本章も4節あり、返還前（第1節）、返還直後（1997年）～2003年（第2節）、03～04年（第3節）、05年以降（第4節）と時系列に沿って分かれている。返還前の民主化はイギリスによる撤退準備として開始された。一方中国も香港人による高度な自治を掲げ、香港の様々な勢力から意見聴取を行った。しかし、1989年天安門事件の後、パatten総督は中国との合意を踏み越えた民主化を行い、中国は返還前の立法評議会の議員が返還後の立法会の議員に移行する「直通列車方式」を破棄し、深圳で臨時立法会を組織した。返還後、パatten改革はこの臨時立法会によって覆された。ただし、香港では政府や民主派、財界・保守派、左派、いずれの政党・政治勢力も、2007年行政長官および08年立法会選挙での普通選挙実施に向けた議論を行い、その詳細は基本法が定めるとおり、香港のなかで決定されるとの認識を共有していた。ところが、2003年7月1日、「国家安全条例」の制定に反対するデモが行われた。参加者は50万を数え、また董建華行政長官の辞任も同

時に求めた。これに対して、中央政府は董建華行政長官を支持する一方、経済支援策による不況の解消を通じて、香港市民の不満を除去しようとした。しかし、同年12月の区議会選挙では「国家安全条例」の制定を支持し続けた民建連（左派）が大敗した。そこで中央は香港への介入を決め、「一国家二制度」には「一国家」という前提があることと、「愛国者」たる香港人による香港統治の必要性を喧伝し始める。そして、董建華行政長官は一度約束した民主化のタイムテーブルの提示を中止した。さらに、2004年4月、全国人民代表大会常務委員会（全人代常務委）は基本法解釈を下し、香港の民主化に全人代常務委の判断という新しいプロセスを追加した。こうして中央の主導権が確保され、2005年に董建華から曾蔭権に行政長官が交代した後、改めて民主化の動きが再開された。曾蔭権行政長官は2005年10月に区議会議員を通じた間接選挙の要素を取り込んだ妥協案を提示した。しかし、民主化のタイムテーブルが示されなかったため、民主派の反対に遭い、2007年選挙での暫定的な民主化も実現しなかった。2007年12月、曾蔭権行政長官の報告に基づき、中央は2012年選挙の暫定的な改革を行った上で、2017年以降に普通選挙を実施してもよいとの決定を下した。しかし、民主派が行政長官を輩出し、立法会の多数を占めることを避ける制度設計が行われる可能性が高い。こうしたことを指して、著者は香港の民主化が「デモクラシー」(democracy) から「中国の特色ある民主」(minzhu) へと変化したと指摘する。

第3章では香港における報道メディアの自由と中国本土への影響について分析している。中国当局は1989年の天安門事件において民主化要求運動を弾圧したが、香港の人々が民主化要求運動を支援したり、弾圧を逃れた活動家の海外亡命に助力したりしたことから、香港が中国本土の政治に影響を与えることを警戒している。しかし、中国当局は基本法において返還後も香港における言論などの自由を保障することを約束した。実際にその約束はおおむね守られ、当局の規制を強く受ける中国本土のメディアと違い、香港のメディアは報道の自由を保障されている。これは「疑似国境」が香港の民主派に属する政治家などの来訪を阻み、香港の影響を受けて「和平演変」(平和的な革命)が中国本土で発生するのを防いでいるからである。しかし、この疑似国境に

よって人の移動は管理できるものの、情報の流入まで完全に遮断することは難しいと考えられる。また、香港から中国本土へは日常的に多くの人々が行き来し、中国本土から香港への観光旅行も自由化されつつある。そこで、本当に「疑似国境」の防壁機能が有効に働いているのかという疑問が出てくる。情報の越境への対策としては、中国当局が香港のメディアに干渉することと、香港のメディアの影響力を排除することの2つの方法が考えられる。干渉の手段としては経済的な圧力や利益誘導により自己検閲を促すことと、中国資本による香港メディアへの資本参加があり、一定の効果があるものの、完全に香港メディアを統制するには至っていない。なお、中国本土メディアの香港進出という手段もあるが、これは成功していない。影響力を排除する方法は、メディアによって異なる方法がとられている。香港のテレビ放送は広東省でのみ有線で配信され、当局に都合の悪い内容は映像の差し替えが行われるものの、深圳市の一部では香港の電波を直接受信できる。インターネットでは特定サイトへのアクセスが妨害されている。出版物は税関で日常的に没収が行われているが、すべてをチェックすることは技術的に不可能である。中国本土では、香港メディアの記者なども活動を規制されているが、実際は当局の許可を得ない不法取材が盛んであり、本土側の市民も当局に抗議する場合に香港の記者を呼ぶことが多くなった。また広東省では地元メディアが香港メディアと事実上の競争状態にあり、広東省メディアの「香港化」も進んでいる。そのため、香港メディアが中国本土の政治変動を促す可能性は否定できない。

第4章では、香港の繁栄と安定を実現させた中国、イギリスおよび香港政庁、香港市民の間におけるコンセンサスの形成を論じている。第2次大戦と国共内戦の終結後、香港の安全保障は弱体化した宗主国イギリスの軍事力ではなく、脅威である中国の「慈悲」に依存していた。この構図は中国が外貨獲得のため香港を必要とし、イギリスが国共双方の影響を排除し、香港の脱政治化を図りつつ、香港の中国系企業による本土への送金を規制しなかったことで成立していた。この構図の延長として、中国は「一国二制度」を打ち出し、香港を社会主義制度下の本土から切り離すための防壁とした。また、香港市民の多くは国共内戦後の共産化を逃れるため、本土から

イギリス統治下の香港に移住した人やその子孫であり、イギリスによる統治の継続を望みつつも、返還の決定後は中国が安定と繁栄を守ることを期待した。そして、1989年の天安門事件により、「一国二制度」という防壁の価値は「和平演変」が香港からもたらされることを危惧した中国本土と、人民解放軍による武力弾圧に不安を覚えた香港側（香港政庁と市民を含む）の双方にとってより高まった。一方で、双方の経済交流は緊密化し、双方の政治的な不信にもかかわらず、返還準備過程における妥協を促した。返還後は政治問題が後退し、中国は香港への関与を極力控え、香港政府からの要請があった場合に限定した。「一国二制度」には経済交流の拡大の妨げとなる側面もあったが、香港政府は2001年の陳方安生（アンソン・チャン）政務司司長（政務長官）の辞任まで意を介さず、むしろ保護主義的な態度をみせることもあった。陳方安生の辞任後、香港は経済的利益のために本土との「経済融合」を指向するようになった。一方、中国当局が方針転換するのは、董建華行政長官の辞任を求める2003年7月1日のデモの後である。このデモには主催者発表で50万人、警察発表で35万人が集まった。中国当局は従来、香港情勢を楽観視していたが、このデモに大きな衝撃を受け、香港への積極的な経済支援を通じて、香港市民の不満を解消する方針に転換した。従来、規制されてきた香港と本土側地方政府との協力や交流も活発化し、中国当局は双方の交流で香港側の利益になるよう調整する役割を担った。こうした香港の繁栄を維持するための努力を払ったことで、中国当局は2007年以降に予定されていた香港の民主化を先送りしたにもかかわらず、香港市民の信頼を獲得できた。ただし、香港が中国本土ばかりに依存することは、香港が国際経済センターから単なる「中国の一都市」に成り下がり、周辺化するという懸念があり、曾蔭権行政長官と中国当局はその対策を迫られている。

第5章では、香港市民のアイデンティティに焦点を当てて議論している。従来の研究では「香港人」と「中国人」という2つのアイデンティティを対立的に捉えるものが多かった。しかし、著者はむしろ両者が共存するものであり、また返還後に香港人アイデンティティが強化された一面があることを指摘している。たしかに香港では中国本土（大陸）に対

する蔑視が存在していたが、現在では中国本土に対する抵抗感が低下している。そもそも、香港の人々も文化的には中国に属しており、中国全体を否定しない。また、香港の民主派が中国からの独立といった分離主義的な活動に与することもない。香港における「愛国運動」には尖閣諸島の領有権をめぐる「保釣運動」など日本に対する抗議活動と、1989年天安門事件の再評価や中国本土の民主化を求める「香港市民支援愛国民主運動連合会」（支聯会）の2つがある。いずれも中国への帰属意識に基づくものであるが、民主派の政治家や活動家が主なメンバーである。ただし、日本で「親中派」と呼ばれがちな左派と民主派はいずれも「愛国」であるものの、現行の中国共産党体制を支持するか否かという違いがあり、共通の抗議先である日本に対する活動においても歩調を合わせていない。2004年以降、「愛国者論争」が中国当局によって引き起こされ、中国当局および左派と民主派の2つの「愛国」の違いが政治的な問題とされた。そのきっかけは2003年の基本法23条立法^(注1)に反対する「7月1日」デモの発生である。中国当局は基本法23条への反発が「愛国心」の欠如によるものと考え、香港において愛国教育や国威発揚を図った。「7月1日」デモに勢いを得た民主派は行政長官および立法会選挙の普通選挙制度導入を主張した。しかし、中国当局は「愛国者」による香港統治を求め、香港の左派がこれに呼応して、真の「愛国者」が誰かを議論することで、民主派を牽制した。しかし、愛国者か否かの審査は現行法になく、またその立法化も困難であった。香港市民の多数派の「愛国心」は民主派に近いものであり、また左派と同様に親（香港）政府派とみられていた自由党も中国当局および左派による「愛国者論争」を批判した。このため、中国当局は愛国論争を収束させ、イギリス統治下の香港政庁の公務員出身であり、当時左派と対立関係にあった曾蔭権行政長官の就任を認めた。これは、「愛国と共産党を愛することは違う」（何俊仁民主党主席の主張）という香港市民の多数派なりの「愛国」を許容したことを示す。なお、著者は「愛国者論争」の効果を不明としつつも、論争のおかげで香港の民主化の結論を先送りすることとなり、2004年の台湾における総統選挙への影響を回避できたとの見方を示している。

終章は各章での議論をまとめている。著者は返還

後の香港と中国の関係が良好であったと評価し、「一国二制度」により双方の間における「小さな冷戦」は「終わりの始まり」にあるとの認識を示している。また、双方の間では経済や社会における「融合」がみられ、これが進めば香港の資本主義を変質させる危険性がある。その一方で、中国本土では、香港が中国本土を搾取しているとの批判も出始めている。政治面では、中国政府は香港からの「和平演変」を警戒しているが、香港が民主化の実験場となる可能性もある。つまり、香港において中央政府が望む民主化が実現すれば、中国本土における民主化のソフトランディングにも寄与するかもしれない。

II 本書へのコメント

本書は香港の政治過程を詳細に観察した上で、緻密に分析した実証研究である。著者も指摘するように、中国政府と香港政府の関係については、詳細な政治過程を示す資料が少ない。こうした資料不足を香港における香港政府、民主派、左派、保守派といった様々な政治アクターの動向を詳細に把握することで、補っている。さらに、表舞台の政治アクターだけではなく、サイレントマジョリティーである香港市民の反応にも注意を向けながら、返還後の香港政治が比較的安定的に推移した背景を明らかにしている。ただし、本書に対して、いくつか指摘しておきたい点がある。

序章において、著者は香港に「準国家性」があると指摘している。評者もこの指摘に同意するものの、「準国家性」の中身について、もう少し丁寧に議論すべきではないだろうか。というのも中国が制定した香港特別行政区基本法は、必ずしも香港の「準国家性」を認めてない。本書刊行後の事例であるが、2010年8月に発生したフィリピンでのバスジャック事件^(注2)の後、香港に「準主権」（中国語では「次主権」）があるかどうか話題になった。この問題については、香港の政治学者のなかでも見解が分かれている。一方で、世界に目を向けると、「準国家性」を帯びた領域あるいは政治実体は香港や同じく中国の「特別行政区」であるマカオの他にも、数多く存在する。また、国際機関の設立協定などの条約においても、こうした「準国家性」のある領域の加盟や参加を規定したものが少なくない。他の「準国家」

の実態や国際社会が想定する「準国家性」との比較から、香港の「準国家性」の詳細について議論するべきだったのではなかろうか。

また、著者は「小さな冷戦」という表現を用いるにあたり、香港の「準国家性」を前提としている。香港の「準国家性」について説明不足であるなら、「小さな冷戦」という表現は妥当でないかもしれない。たしかに著者は「小さな冷戦」と本来の「冷戦」の間にいくつかの違いが存在することを認め、注意深くこの表現を用いようとしている。しかし、香港と中国の関係はヨーロッパにおける冷戦だけでなく、その影響で成立したアジアの「分裂国家」（分断国家）とも違う。また、冷戦は社会主義と資本主義の間で行われたものであるが、改革開放政策が始まった後の中国は「社会主義」といっても名ばかりであり、むしろ資本主義への道を進んでいるのではないのだろうか。だとすれば、中国と香港の間にある対立は、民主化など政治制度をめぐるものとなる。政治制度をめぐる対立も、香港における民主化の是非ではなく、その進め方にあるように思われる。だとすれば、東西冷戦のようなイデオロギーの対立とみなすべきだったのか、疑問が残る。

細かい表現の問題であるが、第1章において「『港人治港』の香港には、大陸の官吏は派遣されない」(43ページ)とある。正確には「香港政府には、大陸の官吏は派遣されない」であろう。香港には中央人民政府駐香港特別行政区連絡弁公室（中連弁）や外交部駐香港特派員公署が置かれているからである。ただし、中連弁が香港における選挙に介入しているとの疑いがあることは、第1章のなかでも指摘されている（53ページ）。

第2章には、やや違和感のある表現がある。中国の政治学者、俞可平が中国は現状でも民主的といえると発言したことを引用した後、著者は「英語のDemocracyと、中国語のminzhu（民主）は、いずれも日本語で民主と訳されるが、両者の内実は全く異なるものと見るべきかも知れない」(146～147ページ)と述べている。民主化が遅れている国の政府や与党関係者が現状の政治が民主的だと自己弁護することがあっても、一般の人々がその見方に同意するとは限らない。つまり、その国における「民主主義」の意味が欧米と異なるとはいえない。同じ中国語圏のなかでも、台湾では元首（総統）と議会（立法院）

の直接選挙が行われ、中国のいう「西方民主」（ウェスタン・デモクラシー）が実現している。台湾の政治体制は「五院制」という独特の分権体制であるが、現在の台湾政府はわざわざ「西方民主」との違いを強調せず、むしろ欧米との共通の価値をアピールしている。欧米各国においても民主主義という理念は共有されているが、各国の政治体制は一樣ではない。中国の問題は政治制度が人民の意思を反映する機能を発揮していないことであり、この問題が解決されるなら「中国の特色ある民主」は必ずしも「西方民主」と対立しないはずである。いずれにせよ、第2章の趣旨に異論はないものの、指摘した表現は不適切だと思われる。

第4章では、陳方安生政務司司長（政務長官）が辞任した2001年以降、香港が中国本土との「融合」をめざし、「一国二制度」という『障壁』の突破を自ら模索し始めた」（249ページ）という指摘がある。たしかに陳方安生は「一国二制度」のうち、「二制度」の維持を重視し、中国本土との「障壁」の除去に批判的であった。しかし、彼女の辞任によって、董建華行政長官が積極的に「障壁」を除去し始めたとはいえない。また、董建華行政長官のいう「融合」は、その言葉からイメージされるような経済統合^(注3)ではなく、双方の政府間経済協力、あるいは民間経済交流を促す程度のもではなかったのだろうか。というのも、2001年の転換で打ち出された政策のひとつとされる香港と中国本土の「さらに緊密な経済貿易関係取り決め」（CEPA）は、香港総商会（以下、総商会）という経済団体、つまり財界の発案によるものであった。総商会は当初、董建華行政長官に要望を出した。しかし、董建華行政長官はこれがFTAに相当することから、「一国二制度」の趣旨に抵触するのではないかと考え、自ら中央政府に提案することを躊躇した。このため総商会は独自に北京に訪問団を送り、中央政府高官から肯定的な反応を引き出すなどのお膳立てを行った上で、董建華行政長官に中央政府との交渉を迫った。また、董建華行政長官および香港政府は、CEPA譲許の実施後も中国本土で起きた香港企業と現地政府のトラブルに介入することを躊躇していたとの見方もある^(注4)。香港政府による一連の政策転換は徐々に行われたものであり、その時期を特定することは難しいように思われる。CEPAが香港と中国本土側の地

方政府との接触を促進し、また2003年7月のデモをきっかけに、中国当局が香港への積極支援の必要性を認識したことは事実である。しかし、これらの経済支援や地方政府との交流にも「一国二制度」の「障壁」を突破する意図は込められていない。中国の5カ年計画において香港への言及を含むことや、その立案過程に香港が関与することについても、本来の経済統合の定義に適用したものではない。政治心理的な意味での「障壁」と経済制度上の「障壁」、香港で用いられる「融合」と本来の経済統合の違いに十分注意した上で議論を行うべきではなかっただろうか。

第5章では、「愛国」の内容をめぐる意見の違いを論じているが、中国当局のいう「愛国」に関する著者の説明には疑問がある。「愛国」には「中国共産党を愛する」ことを明確に含むというのは、香港左派の一部による解釈である。著者は「ある者は故意に概念をねじ曲げ、愛国は愛党とは同じでないなどと言っている」（308ページ）という安民商務部副部長の発言を引き、「『愛国』と『愛党』は異なる」とする民主派の何俊仁との対立を紹介している。しかし、安民発言のなかには「どうしても中国共産党を愛さねばならないとは言わない」という部分もある（308～309ページ）。そのすぐ後に引用されている鄧小平による「愛国」の定義においても、「彼ら（香港の人々——評者）が皆中国の社会主義制度に賛成することを要求しない」と述べられている。これは、中国当局が香港左派の一部と異なり、必ずしも「愛国」と「愛党」（中国共産党を愛する）を同一視していないことを示している。中国当局が民主派に不快感を持つのは、民主派が中国本土の民主化を要求しており、この点に苛立ちを強めていたからではないのだろうか。また、著者は章の後半（319ページ）で「愛国者論争」の目的が、2004年3月に行われた台湾総統選挙への影響を避けるため、香港における民主化を遅らせるとの決定を先延ばしにするためであった可能性を指摘している。しかし、当時の中国当局は台湾だけでなく、香港も中国からの独立を望む可能性を警戒していたとの見方もある〔谷垣2005〕。台湾総統選挙への配慮が香港における「愛国者論争」の目的だったのでなく、むしろ、台湾総統選挙が香港に影響を与えることを中国当局が恐れたために「愛国者論争」が行われたのではないだろ

うか。

なお、以上の疑問点は、評者の考え方と違う点を示したにすぎない。評者の方が認識不足である可能性もある。いずれにせよ、返還後の香港政治および、中国との関係を詳細に分析した本書の価値が揺らぐことはない。

（注1）香港特別行政区基本法は中央の全国人民代表大会が制定したものである。その第23条は香港政府に対して、中央政府の転覆や国家の分裂（台湾あるいはチベットなど少数民族の独立）などを禁ずる法律を制定するよう求めている。

（注2）フィリピンにおいて観光バスが乗っ取られ、乗っていた香港人観光客が人質となった。現地警察の不適切な対応もあり、最後まで人質となっていた15名のうち8名が死亡した。曾蔭権行政長官は事件発生直後に、フィリピンのベニグノ・アキノ3世大統領に電話をかけたものの、取り次がれなかった。このため、香港ではフィリピン側にあしられたとの反感が広がった。鳳凰衛視（フェニックステレビ）解説員の阮次山が「地方の首長にすぎない曾蔭権行政長官が外国の元首に直接要求を突きつけるべきではない」と批評したところ、沈旭暉香港教育学院副教授は「香港には『次主権』がある」と反論した。香港政府や劉兆佳中央政策組主席顧問（元香港中文大学教授）、張炳良教育学院学長（行政會議非公式メンバー）は「次主権」を否定したものの、中央政府からの授権に基づく交渉が可能との認識を示した。中国政府も香港政府によるフィリピン側との接触や香港警察の捜査官のマニラ派遣などを許容した。

（注3）FTAも理論上は経済統合の初期段階に位置づけられている。ただし、CEPAには香港側の譲許がないことや、品目によっては申請後にその原産地規則が制定される場合があるなどの問題がある。

（注4）詳細は、竹内（2007）の第3章、もしくは竹内（2011）の第4章を参照。

文献リスト

竹内孝之 2007.『返還後香港政治の10年』情勢分析レポートNo.7 アジア経済研究所。

—— 2011.『台湾、香港と東アジア地域主義』アジ研
選書25 アジア経済研究所.

谷垣真理子 2005.「2004年の香港特別行政区——中央政
府主導の選挙制度改革——」『アジア動向年報

2005』アジア経済研究所.

(アジア経済研究所地域研究センター)